

第5章『個人事業のM&A譲渡、個人のM&A譲受』 ～事業譲渡という手法で叶える～

大阪府事業承継・引継ぎ支援センター
統括責任者 兼田 亜貴



私が大阪府事業承継・引継ぎ支援センターに勤務して数年、様々なM&Aの成約式に参加する機会に恵まれましたが、どの成約式も本当に感慨深いものです。この8月に開催された成約式では、売り手企業は個人の会社、買い手は創業希望の個人。式の締めくくりに固く握手を交わす両者とも満面の笑顔で、安堵と期待、創業する喜びに満ちあふれた素晴らしい瞬間に立ち会えました。

さて、個人事業のM&Aはどのようにすればできるでしょうか？

事業譲渡という手段を取りますが、一般的に中小企業のM&Aで使われる株式譲渡という手法とはまた違った特徴や留意点があります。事業譲渡のメリットは、取得する資産、負債を取捨選択できる事です。複数事業から一部の事業のみを譲渡することも可能です。

法人を丸ごと引き継がないため、簿外債務や訴訟リスク等の存在などといった株式譲渡のようなリスクは大幅に低下します。デメリットは、とにかく手続きが煩雑なこと。事業関連の契約主体が変更になりますので、取引先や従業員、水道光熱費・通信費などの全ての契約再締結が必要です。事業譲渡契約を締結したものの、大家さんが反対して契約できなかつたり、主要取引先を失ったり、従業員さんが全員辞めてしまったケースも実際にありました。事業譲渡特有のリスク回避が重要です。

手続きは、煩雑ですが私はこの事業譲渡という手法が増えてくるのではないかと考えています。個人事業主のM&Aの増加や複数事業を展開している法人の増加が見込まれるためです。

なお、個人がM&Aで会社を譲受するときの譲渡対価の支払い(資金調達)については、日本政策金融公庫の融資や信用保証協会の保証を受けられる場合があります。

当センターはもちろん、様々な支援機関が応援しています。共に素晴らしい成約式を目指しましょう！

